



# 山形県公報

令和6年10月4日(金)  
第543号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) … 999
- 指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力の停止……………(高齢者支援課) … 同
- 公共測量の実施の通知……………(農村計画課) …1000
- 県営緊急防災工事計画の変更……………(庄内総合支庁農村計画課) … 同
- 公共測量の実施の通知……………(県土地利用政策課) … 同
- 同 ………………( 同 ) …1001

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(DX推進課) … 同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(酒田警察署) …1003

## 告 示

### 山形県告示第700号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地       | 事業所の名称及び所在地                        | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日    |
|------------------------------------|------------------------------------|-------------|----------|
| 株式会社羽黒山ぶしいたけファーム<br>鶴岡市常盤木字木原8番地14 | 株式会社羽黒山ぶしいたけファーム<br>鶴岡市常盤木字木原8番地14 | 就労継続支援(A型)  | 令和6.9.30 |

### 山形県告示第701号

介護保険法(平成9年法律第123号)第77条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力を次のとおり停止した。

令和6年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                    | 指定の効力の停止の内容       | 指定の効力の停止の期間          | サービスの種類 |
|----------------|--------------------------------|-------------------|----------------------|---------|
| シャインSKY株式会社    | ケアガーデンえびす邸<br>東村山郡中山町大字長崎454番地 | 介護報酬請求額の上限(7割)の設定 | 令和6年9月1日から同年11月30日まで | 通所介護    |

**山形県告示第702号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
西置賜郡飯豊町大字白川地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和6年9月24日から同年12月20日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第703号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により定めた県営大沢地区緊急防災工事計画（農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営大沢地区緊急防災工事計画（農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））の計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
鶴岡市役所
- 3 縦覧に供する期間  
令和6年10月8日から同年11月7日まで
- 4 その他
  - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第704号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
横川ダム（西置賜郡小国町の一部）
- 2 公共測量を実施する期間  
令和6年9月24日から令和7年2月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ計測）

## 山形県告示第705号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
酒田市、鶴岡市の一部
- 2 公共測量を実施する期間  
令和6年9月24日から令和7年3月7日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量）

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県基幹高速通信ネットワークローカルブレイクアウト回線通信サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）
  - (2) 日時 令和6年11月18日（月） 午後3時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県基幹高速通信ネットワークローカルブレイクアウト回線通信サービス 一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 令和7年2月1日から令和12年8月31日まで
  - (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
  - (1)から(7)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(8)から(11)までに掲げる要件を全て満たす者であること。
    - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
    - (2) 令和6年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和6年1月30日付け県公報第474号）により公示された資格を有すること。
    - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
    - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
      - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
      - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
      - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001 (ISO/IEC27001) の基準に適合することにより認証を受けていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。
- (6) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条に基づく登録を受けた電気通信事業者であること。
- (7) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (8) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(5)までの要件を満たしていること。
- (9) 共同企業体のいずれかの構成員が(6)の要件を満たしていること。
- (10) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (11) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当  
電話番号023(630)3198
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和6年10月31日（木）午後3時まで山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当に提出するとともに、併せて次の書類を提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日までに当該書類に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- イ 3の(5)に係る事項を証明する書類
- ロ 2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書
- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required: Local Breakout Line Communication Service of the Yamagata Prefectural Government's central communication network: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 3:00 P.M. November 18, 2024

(3) Contact point for the notice: DX Promotion Division, Department for Innovation, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 3198

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年10月4日

山形県酒田警察署長 小川 広 治

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県警察警備艇「はぐろ」点検整備（機関解放検査等整備を含む。）業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県酒田警察署会計課 酒田市上安町一丁目1番地の1 電話番号0234(23)0110
- 3 落札者を決定した日 令和6年9月10日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社山形造船所 酒田市入船町6番22号
- 5 落札金額 73,150,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和6年7月23日

令和6年10月4日印刷  
令和6年10月4日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県